

# 新型コロナウイルス感染症対策に 関する緊急提言

令和2年4月24日

全国市議会議長会  
指定都市協議会

## 目 次

1. 感染拡大防止と医療提供体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 国民生活の安定と風評被害・偏見差別の防止・・・・・・・・・・・・ 3
3. 雇用維持と事業継続の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 小中学校等の一斉休業に伴う環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

新型コロナウイルスの急速な感染拡大を受け、4月7日、政府は「緊急事態宣言」を7都府県に対し発出すると同時に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定した。

その後、4月16日には、「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大し、13都道府県を「特定警戒都道府県」に位置付けた。

しかしながら、依然として感染者の急増が続くなど、収束が見通せない状況にあり、雇用や経済に大きな影響が生じているとともに、国民生活における不安が高まっている状況である。

特定警戒都道府県には指定都市13市が含まれるとともに、全国20の指定都市にはわが国人口の約2割が居住し、高度な都市機能と多様な産業が集積する中枢都市として、感染拡大の防止と地域経済の再生に果たす役割は極めて大きい。

未曾有の国家的な危機に当たり、全国市議会議長会指定都市協議会は、国、都道府県、市町村、医療機関、関係機関と緊密な連携を図り、全力を挙げて新型コロナウイルス感染の早期収束と、国民生活及び経済雇用の安定確保に取り組む決意である。

よって、政府におかれては、以下の事項について、時機を失することなく全省庁挙げて取り組み、確実に実現されることを強く要請する。

### 記

#### 1 感染拡大防止と医療提供体制の確立

(1) 感染者の更なる急増による医療崩壊を防止するため、重傷者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。

ア 医療現場の機能を維持するため、緊急経済対策に沿って、必要な病床、医療用資器材、医療従事者の確保を図るとともに、都道府県の枠を越えた広域的な移送体制の整備を図ること。

イ PCR検査機器の配備等による検疫・検査体制を強化し、必要な検査をこれまで以上に積極的に実施できるようにすること。

併せて、無症状病原体保有者及び軽症者の受入れ可能な施設を、既存の宿泊施設等も活用して早急に整備できるよう、地方自治体を受入れ可能施設を確保する場合に必要な経費の全額負担を含め、国において積極的な対応・支援を行うこと。

ウ 感染者受入病院は、院内他部門の看護師等による応援体制を組むなどの対応に伴い、一般診療の機能低下や手術延期などの支障を来たし、病院経営や地域医療に大きな影響が生じている現況にかんがみ、臨時的な診療報酬の取扱いに加え、早急に必要な財政的支援を行うこと。また、一般病床の感染症病床への転用に伴う病棟改修などの必要経費についても全額負担すること。

エ 感染拡大の防止に必要な保健所の体制を維持強化するため、職員動員などに苦慮している指定都市の現状を踏まえ、国において一層の人的・財政的支援を行うこと。

オ 感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担、感染者の症状別対応（トリアージ）、国・地方自治体との連携等を早急に整えること。その際、各都市の権能に応じた体制整備に配慮すること。

(2) 医療用マスクやガウン、人工呼吸器等の医療用資器材について、既存企業への支援はもとより、一時的な規制緩和等の措置により新規参入する企業を募るなど、国内での生産・増産体制を早急に整備し、速やかに必要数を供給できるようにし、医療機関における現場のニーズに適切に対応すること。

(3) 国主導の下、治療薬及びワクチン開発について総力を結集するとともに、国際的な協力体制を早急に構築し、感染症の早期抑圧・収束を図ること。

(4) 指定都市はじめ大都市圏は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえ、全国的な感染拡大の起点となることがないように、新たに創設される「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)」の配分に当たっては、「特定警戒都道府県」か否かに関わらず、まん延防止対策に必要な額を全額確保すること。

その際、感染拡大の防止や医療提供体制の確立に保健所が重要な役割を果たすことを踏まえ、指定都市等の保健所設置自治体が感染拡大の防止に必要な施策を確実に実施できるよう、重点的な配分に配慮す

ること。

また、緊急的な対応を迅速に行う観点から、指定都市については直接交付の対象とすること。

- (5) 感染拡大に歯止めがかかり、その収束の見通しが立った後には、将来のパンデミックの発生に万全を期するため、今回の一連の感染症対策について、水際対策、検査体制、医療提供体制、関係機関との連携など多岐にわたって詳細な検証を行うとともに、感染拡大の防止に有効なシステムの確立を図ること。

## 2 国民生活の安定と風評被害・偏見差別の防止

- (1) マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計などが全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・増産体制と供給体制を強化するとともに、特に各種の社会福祉施設、学校はじめ、公共的社会基盤の担い手、救急隊などに対して必要な数量を速やかに配布できる環境を早急に整備すること。
- (2) 特別定額給付金（仮称）については、国民生活に多大な影響が生じている状況を踏まえ、人口の多い指定都市においても迅速に給付されるよう、給付事務の簡素化や地方自治体からの相談窓口の一本化など、地方自治体や申請者の負担を軽減できる制度設計をできるだけ速やかに確定すること。また、給付に要する経費については、全額国費で確実に負担すること。
- (3) その他、子育て世帯への臨時特別給付金など「生活に困っている世帯や個人への支援」については、内容が多岐にわたるため、事務手続の簡素化を図るとともに、国民にその内容を分かりやすく周知徹底すること。
- (4) 感染者やその家族、感染症治療に当たる医療従事者やその家族、宿泊所など自宅以外の療養の場とその関係者に対する風評被害や偏見・差別を防止するため、感染症の特性について国民に対する説明をはじめ必要な啓発を徹底すること。
- (5) 新たに創設される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」について、各指定都市が地域の実情に応じて必要となる独自の施策を機動的に実施できるよう、「特定警戒都道府県」の位置付

けや地方自治体の財政力に関わらず、必要な額を措置するとともに、交付対象事業の要件を最大限緩和するなど、柔軟な対応を行うこと。

併せて、大都市部における感染拡大が社会・経済に及ぼす影響にかんがみ、指定都市に対する交付限度額について、十分配慮すること。

- (6) 感染拡大による国民生活への影響を引き続き注視し、生活の困っている世帯や個人に対する支援など、状況に応じて追加の支援策を迅速に講じること。その際には、地方自治体の財政負担や事務負担の軽減に十分配慮すること。

### 3 雇用維持と事業継続の確保等

- (1) 感染症の地域経済への影響を最小限に止め、早期に成長軌道に回復するため、感染症が収束し、停滞する経済活動が再生するまでは、観光関連、運輸、飲食、サービス、農林水産などを中心に、中小企業・小規模事業者、農林漁業者などが事業継続できるよう徹底した資金繰り対策を講じること。

また、外出自粛などの要請に伴い利用者が著しく減少している公共交通事業者や、世界的な物流停滞の影響を受けている港湾等の物流関係事業者に対して、必要な支援を行うこと。

- (2) イベントの開催や事業活動の自粛要請などにより休業した個人事業主(フリーランスを含む)、芸術家、スポーツ・文化施設等を運営する団体、公益事業活動を行う NPO 法人などすべての事業者について、休業等に伴う臨時的な損失補償制度や新たな経営支援制度を創設するなど、雇用維持と事業継続を支援するため必要な対策を迅速に講じること。

- (3) 新たに創設される「持続化給付金(仮称)」について、対象となる事業者への給付を迅速に行うことができるよう、事前の周知を徹底するとともに、事務手続きを極力簡素化すること。

- (4) 雇用調整助成金については、日限上限を引き上げるとともに、対象となる事業者への助成が迅速に行われるよう窓口相談体制の強化や事務手続きの簡素化を図るとともに、自治体に過度の事務負担が生じないように十分配慮すること。

- (5) 感染拡大による国民経済への影響を引き続き注視し、事業継続に困

っている中小・小規模事業者等への支援など、状況に応じて追加の支援策を迅速に講じること。その際には、地方自治体の財政負担や事務負担の軽減に十分配慮すること

#### 4 小中学校等の一斉休業に伴う環境整備

(1) 臨時休業が長期化した場合、教材の作成や配布、学力低下の防止、放課後児童クラブなど子どもの生活対策のために自治体を実施する諸事業について、十分な財政措置を講じること。

また、児童生徒の遠隔学習を可能にするインターネット環境、授業動画の作成・配信システムなどの整備、児童生徒への端末貸与などについて、十分な財政措置を講じること。

なお、財政措置については、複数年にわたる執行を可能にする制度とすること。

(2) 感染拡大により、小中学校の令和2年度修学旅行の延期・中止を検討せざるを得ない状況に至っているが、キャンセル料等が発生した場合、保護者及び旅行業界双方の状況を踏まえ、必要な財政支援を行うこと。

(3) 保護者の経済的負担を軽減し、不安を解消するための緊急的な措置として小中学校の児童生徒の保護者から学校給食費を徴収しないこととした学校設置者に対し、必要な財政措置を講じること。

令和2年4月24日

全国市議会議長会  
指定都市協議会  
会長 岩井 雅夫  
(千葉市議会議長)